

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

前之庄コミュニティ・プラント及び城山浄化センター運転管理業務委託の
制限付一般競争入札について

前之庄コミュニティ・プラント及び城山浄化センター運転管理業務委託について、制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程（令和4年姫路市上下水道局管理規程第7号）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則（昭和62年規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

前之庄コミュニティ・プラント及び城山浄化センター運転管理業務委託
（以下「本業務」という。）

(2) 実施場所

- ア 姫路市夢前町前之庄3182番地6外（前之庄コミュニティ・プラント外）
- イ 姫路市夢前町宮置284番地外（城山浄化センター外）

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

(4) 業務の概要

- ア 前之庄コミュニティ・プラントの運転管理業務等 一式
- イ 城山浄化センターの運転管理業務等 一式

(5) 支払条件

契約月額を毎月支払うものとする。

2 入札参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者であること。

(2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号に定める排除対象業者に該当しない者であること。

(3) 姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年姫路市上下水道局告示第3号）第3項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項に規定する業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「施設運営管理」の詳細業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 法人にあっては入札公告日の前日において本店等（法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にある者、個人にあっては入札公告日の前日において住所及び本店等が姫路市内にある者

ウ 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に

滞納がない者

- エ 本業務に配置できる専任の技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に規定する一般廃棄物処理施設の技術管理者をいう。以下同じ。）を有する者
- オ 本業務に配置できる専任の技術者（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に定める資格を有する者をいう。）を有する者
- カ 過去10年間（平成27年4月1日以降）において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した下水道処理施設（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）、コミュニティ・プラント又は集落排水処理施設の維持管理業務を元請として履行した実績（令和7年3月31日までの契約中の業務を含む。ただし、業務を共同企業体として履行している場合は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。）があること。
- キ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - (ア) 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
 - (イ) 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- コ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者
 - (ア) 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
 - 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員
 - b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する場所
姫路市ホームページで提供
(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032844.html>)

4 入札参加申込及び入札参加資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間に、次に掲げる書類を書留郵便又は持参により提出して、第2項に掲げる入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 関連企業申告書（様式第2号）

ウ 姫路市税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの写し。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）

エ 国税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの写し。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている場合は当該事実を証する書類とする。）

オ 業務実績調書（様式第3号）

企業の実績について業務内容の確認できるものとして、契約書の写し又は発注者が発行する履行証明書とともに、内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。

カ 配置予定技術者経歴調書（様式第4号）

配置予定の技術管理者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条各号に規定する資格を有することを証明する書類（資格者証の写し等）、配置予定の技術者が、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有することを証明する書類（資格者証の写し等）及び参加希望者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（雇用証明書の写し等）を添付すること。

なお、実務経験で資格を満たす場合は、実務経験証明書を添付すること。

また、配置予定技術者経歴調書には同規則第17条各号の規定に該当する者であることが明確に判断できる業務経験を記載すること。

なお、配置予定技術者として、複数人の候補の技術者を記載することができる。

(2) 入札参加申込の受付期間及び提出先

ア 受付期間

公告の日から令和8年（2026年）3月5日午後5時まで（必着）

イ 提出先（郵送先）

郵便番号 672-8079

姫路市飾磨区今在家1351-22

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター（以下「下水道管理センター」という。）

電話番号 079-234-3506

(3) 本市は、提出された書類により参加希望者の入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年3月9日を目途に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メールで通知する。

なお、入札参加資格を有するとの通知を受けた参加希望者が第2項第1号から第3号までに定める入札参加資格を満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、本市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年3月12日午後5時までに入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面（様式任意）にて下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、本市はこれに対し、速やかに回答する。

5 仕様書について

(1) 運転管理業務委託共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）の閲覧場所

姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032844.html>)

- (2) 仕様書に関して質問しようとする参加希望者は、公告の日から令和8年3月9日正午までに姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/module/shareform.php?so_cd=23-3-2-0-0) の下水道管理センターの「お問い合わせフォーム」により参加希望者の商号又は名称を入力した上で質問内容（共通仕様書及び特記仕様書の別及び該当箇所の頁数を含む。）を送信すること。

回答は、令和8年3月13日午後1時30分から姫路市ホームページ上において閲覧に供する。

なお、質問に対する回答は、この入札に係る仕様書の追加又は修正事項とする。ただし、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

6 契約条項を示す場所

姫路市ホームページで提供

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032844.html>)

7 入札の方法等

- (1) この入札には、最低制限価格の設定はない。
- (2) 入札書は指定する様式（入札書は姫路市ホームページで提供 (<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032844.html>)）を使用し、入札書及び封筒には業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理人により入札をさせるときは委任状（姫路市ホームページ（契約課）を参照。）を入札書と同封すること。
- (3) 入札を辞退する場合は、事前に辞退届（様式任意）を下水道管理センターに持参又は郵送により提出すること。
- (4) 本案件は電子契約の対象外です。

8 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和8年（2026年）3月18日 午前10時30分

(2) 場所

姫路市飾磨区今在家1351-22 姫路市下水道管理センター 3階会議室

9 入札に関する条件等

- (1) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (2) 入札に当たっては、確認通知書を持参し、提示すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額について、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 今回の見積りは、月額での見積りとする。

10 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。
- ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- エ 委任のある場合は、委任状のない入札
- オ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- カ 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ク 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- ケ 前項第1号から第3号までに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (2) 第2項第3号コに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。
ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1.1 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条第1項第4号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

1.2 落札者の決定

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

なお、くじを引くことを辞退することはできない。

1.3 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は、参加できない。

1.4 配置予定技術管理者等について

- (1) 配置予定の技術管理者及び技術者（以下「配置予定の技術者」という。）については、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等をいう。以下同じ。）の場合を除き、契約期間中は変更することを認めない。
- (2) 入札書の投函後開札までの間において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面等によりその旨の申出を行うこと。

なお、その申出に基づき、投函された入札書は無効とする。

また、開札の日が同じである複数の業務の入札に参加しようとする場合、同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定の技術者として入札に参加することはできるが、他の業務を落札したこと及びその他のやむを得ない理由により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、制限付一般競争入札参加申込書等を提出した者は、直ちに書面により当該申込書等の取下げを行うこと。

他の業務を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合は、指名停止を行うことがある。

1.5 契約の条件

この契約は、令和8年度姫路市下水道事業会計予算の成立を前提としているため、当該予算が成立しない又は修正された場合は、契約しないことがある。

1.6 その他の入札に関する事項

- (1) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が指名停止等に該当する場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 落札者は、契約の締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を姫路市上下水道事業管理者に提出しなければならない。
- (4) 現場説明会は、行わない。